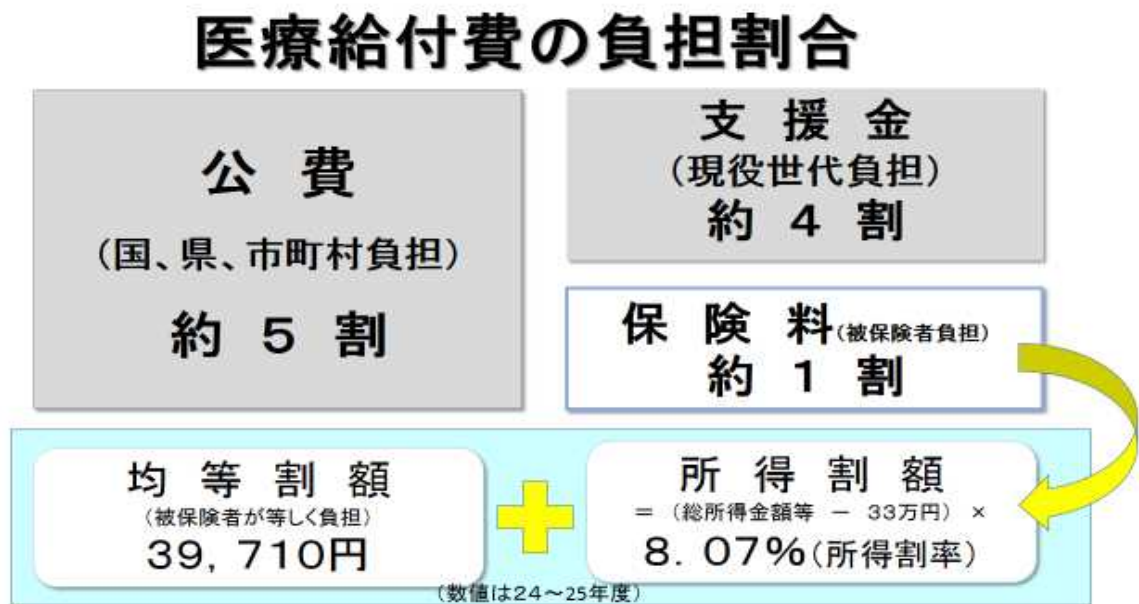


## 平成26・27年度後期高齢者医療保険料率の改定について

秋田県後期高齢者医療広域連合

### 1 保険料の概要

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担割合を明確にするため、医療給付費の約 1 割を保険料で賄うものとされています。



保険料は、被保険者の負担能力に応じた応能分の「所得割」と、受益に応じて等しく賦課される応益分の「均等割」から構成され、広域連合内均一保険料とし、個人単位で賦課されます。

この保険料を算出するための保険料率である「均等割額」と「所得割率」は、それぞれの広域連合条例により定めることとされており、おおむね 2 年を通じて財政の均衡を保つことができるものとし、2 年ごとに見直しを行うこととされています。(高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条)

#### 保険料率の推移 (条例の定め)

項 目	平成 20・21 年度	平成 22・23 年度	平成 24・25 年度
均等割額	38,426 円	38,925 円	39,710 円
所得割率	7.12%	7.18%	8.07%
賦課限度額	500,000 円	500,000 円	550,000 円

## 2 現状

### 秋田県後期高齢者医療の実績

項目	平成24年度	平成25年度（見込み）
医療給付総額	1,343億261万円	1,382億3,046万円
一人当たり医療給付額	728,192円	739,192円
被保険者数（年間平均）	184,433人	187,002人
一人当たり保険料額	39,866円	39,769円

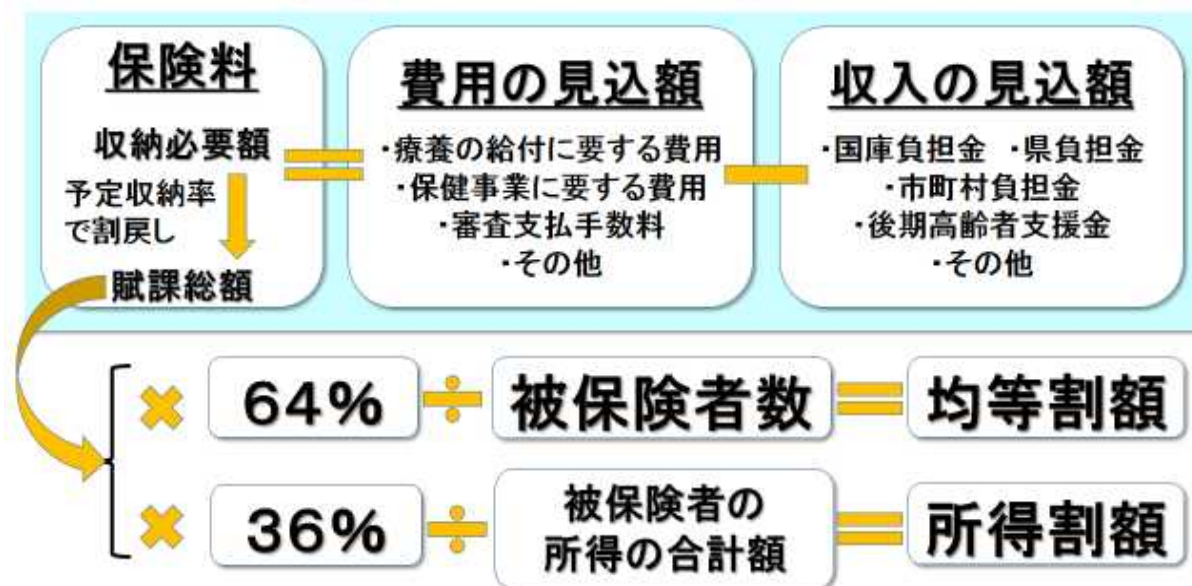
平成24年度の秋田県後期高齢者医療の状況は、年間平均被保険者数が184,433人、医療給付費総額は1,343億261万円、被保険者一人当たりの医療給付費は728,192円となっています。

また、被保険者一人当たり平均保険料額は平成24年度年額39,886円、平成25年度年額39,769円で、全国でも低い状況となっています。（全国平均 平成24年度約59,100円、平成25年度約58,500円）

## 3 保険料率の算出方法

保険料率の算出は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等で定める基準に従って算出します。

# 保 険 料 率 の 算 出



算定に用いる被保険者見込数、後期高齢者医療に係る費用の見込額及び予定保険料収納率は、それぞれの広域連合で定めることとされています。

#### 4 平成26年度・平成27年度保険料率の試算について

##### (1) 保険料率算定に必要な基礎数値の考え方

###### ア 被保険者見込数

被保険者見込数については、「平成22年国勢調査」の確定値と「秋田県年齢別人口流動調査」等に基づき算出しました。

平成26年度 186,419人 (今後変動あり)  
 平成27年度 186,659人 ( " )

###### イ 後期高齢者医療に係る費用の見込額

厚生労働省では、1人当たり医療給付費に係る全国単位の伸び率見込みを、対前年比で平成26年度、平成27年度共に1.50%増加すると見込んでおります。

秋田県における医療給付費の見込みについては、平成22年度から平成24年度の実績及び平成25年10月診療分までの実績による動向を分析し、平成26年4月からの消費税増税に伴う診療報酬改定を考慮した伸び率により算出しました。

被保険者一人当たり医療費伸び率 (対前年比)

平成26年度 1.62% (今後変動あり)  
 平成27年度 0.42% ( " )

※平成26年度の診療報酬改定率を1.2%、健康づくり訪問指導事業やジェネリック医薬品差額通知事業等による効果を▲0.02%と算出しました。

###### ウ 後期高齢者負担率

医療給付費に対する被保険者の保険料による負担割合を国からの通知のとおりとして算出しました。

平成26・27年度後期高齢者負担率・・・10.73% (見込み)

参考 後期高齢者負担率の推移

項目	平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度
後期高齢者負担率	10.00%	10.26%	10.51%	10.73% (見込み)

エ 予定保険料収納率

予定収納率については、これまでの実績をふまえ、直近の平成22年度から平成24年度の実績を勘案し、次のとおりとして算出しました。

平成26・27年度予定保険料収納率 99.42%

参考 過去の収納率実績

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
収納率	99.37%	99.44%	99.45%

(2) 保険料に係る賦課総額の算出

賦課総額については、保険料率算定に必要な基礎数値の考え方をもとに算出しました。

なお、現在、賦課限度額は55万円とされておりますが、国より57万円で試算するよう指示があり、それに基づいて算出しました。

$$\text{賦課総額} = (\text{費用見込額} - \text{収入見込額}) \div \text{予定保険料収納率}$$

(3) 保険料構成比

保険料の構成比は、次により算出しました。

応益保険料：応能保険料 = 1：所得係数（※）

各年度の保険料算定時の秋田県の所得係数等

項目	平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度
所得係数	0.56	0.53	0.55	0.55 (暫定値)
応益：応能	64：36	65：35	64：36	64：36

※所得係数 = 1人当たりの所得の全国平均を1としたときの各都道府県の数値

(4) 保険料増加の抑制について

以上の(1)～(3)に基づき試算を行ったところ、費用の増加が見込まれることから、平成26年度、平成27年度の保険料についても増加すると見込まれます。

このことから、保険料の増加を抑制するために平成24年度及び平成25年度の剰余金(※1)及び、財政安定化基金(※2)の活用を検討しています。

これを受けて、秋田県後期高齢者医療広域連合では、次の条件により、現在、保険料率を試算しているところであります。

①剰余金、財政安定化基金からの交付金を収入に算定しない場合

②剰余金のみを収入に算定する場合

③剰余金及び財政安定化基金からの交付金を収入に算定する場合

※1 剰余金 = 収入と支出の差により、翌年度に繰越したものの  
剰余金繰入額の推移

剰余金繰入額	平成 22・23 年度	平成 24・25 年度	平成 26・27 年度
		1,741,429 千円	1,059,494 千円

※2 財政安定化基金 = 国、県、広域連合が拠出し、医療給付費の増加や収納  
率低下による財源不足等を補うために設立した基金  
財政安定化基金の残高

財政安定化 基金残高	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末 (見込み)
		778,322 千円	989,162 千円